

2-4 訪問型サービス(独自)サービスコード表

座間市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。(27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1・要支 援2(週1回程 度) 1,172単位		1,172	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	1,055	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				39	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	1日につき		
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	35			
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了			
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・要支 援2(週2回程 度) 2,342単位		2,342	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	2,108	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	1日につき		
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	69			
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了			
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	要支援2(週2 回を超える程 度) 3,715単位		3,715	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	3,344	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				122	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了	1日につき		
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 × 90%	110			
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合 × 70%	適用終了			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規 模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(ア)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(イ)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(ウ)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(エ)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端 数四捨五入)×0.9加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(オ)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端 数四捨五入)×0.8加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改 善加算	(ア)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(イ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%加算		

で表記されているサービスコードに関しては平成31年4月1日時点で適用を終了しています。